

2019年5月10日

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」に関するガイドライン公表にともなう特約の制定について

金融庁より2018年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、当社では2019年6月よりお客さまとの新規取引開始時に加え既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。その際、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、在留カードをお持ちのお客さまは新規取引開始時に、在留期間・在留資格等を確認させていただいておりますが、既にお取引がある場合で在留期間・在留資格等を更新された場合、新たな在留カードをご提示のうえ当社へお届けいただきます。

※既にお取引のあるお客さまにおかれましては、2019年以降順次お取引の内容や状況に応じて、郵便等によりお取引の目的や情報等について再度のご確認を開始させていただく予定です。

また、当社が求める情報や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、お取引を制限等させていただく場合があります。

加えて、当社が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

上記変更に伴い、以下の通り特約を制定します。

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に係る特約

2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に係る取り扱いは、この特約により取り扱います。

#### 1 特約の適用範囲

(1) この特約は、預金取引（当座勘定取引を除く）について適用されます。

- (2) (1)の取引に関してこの特約に定めのある事項はこの特約が適用されるものとし、定めがない事項に関しては各規定または約款により取扱います。

## 2 取引の制限等

- (1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の各規定または約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当社は、入金、振込、払戻し等の各規定または約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当社は、入金、振込、払戻し等の各規定または約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当社は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

## 3 解約等

各規定や約款に定めるほか、次の各号の1つにでも該当した場合には、当社は1(1)の対象取引を停止し、または預金者に通知することによりこの対象取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- (1) 当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
- (2) 前条(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
- (3) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき